市報
昭和47年7月30日発行
清掃特集号

にいがた

毎月3回5・15・25日発行（昭和30年9月20日第三種郵便物認可）
定価 1部 3円
発行所 新潟市役所
新潟市西堀通6番町866
電話 代表(0250)1000
編集人 本間高明
印刷所 ㈱旭光社
（A）

不法投棄をなくそう！

私たちの住む新潟市が、いつまでも美しいまちであってほしい―誰れしもそう願わずにはいられません。ところが、美しいはずのまちが、いま不法に捨てられたコンクリートのかたまりやタイヤなどで、どんどん汚されています。どうすれば不法投棄がなくなり、住み良い新潟市になるのかをこの清掃特集号を通じ、もう一度考えてみましょう。

事業所からのゴミ 処分料金を徴収

ゴミ公害から何とか脱出し、美しく清潔な住みよい生活環境を取り戻そうと、清掃法が全面的に改正され「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に生まれかわりました。これに基づき市条例も全面改正されています。

改正要点

(1) **一般廃棄物と産業廃棄物**
廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物から何とか脱出し、美物に分けました。
◉**一般廃棄物** 家庭から出るゴミ、耐久消費財で不用になったものおよび事業活動から出る廃棄物で産業廃棄物に指定されないもの。
◉**産業廃棄物** 事業活動に伴って生じた燃えがら、汚でい、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類。その他政令で定める廃棄物。

(2) **清掃区域の拡大**
旧法では、特別清掃地域を定めその地域内の一般廃棄物を収集、運搬および処分していましたが、新法では全地域が対象となります。

(3) **事業者の処理責任**
事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物）を、自らの責任で、適正に処理しなければなりません。

(4) **処分に要する費用の徴収**
新法に基づいて市条例を改正し事業者が廃棄物（一般廃棄物、一般廃棄物とあわせて処分することができる産業廃棄物）の処理、処分を市に委託する場合、市は、決められた処理料金を徴収します。

自己処理する製材団地
ゴミの不法投棄で町中が汚れているなかで、製材団地は処理施設をつくり、自己処理をしています。

ごみ処理は自分の手で

区分	受付け場所
常時市にごみ（廃棄物）の処分を依頼する方の登録受け付け	東地区総合庁舎1階清掃施設課分室
廃棄物処分依頼書の受け付け，廃棄物処分承諾書の交付，廃棄物処分券の発売	東地区総合庁舎1階清掃施設課分室 東清掃工場 西清掃工場

一日約六百トン 市が処理するゴミの量

ゴミ収集は、現在直営委託を含めて、大型収集車一台、中型収集車二十三台、小型収集車二十四台で行なっており、一週二三回各地域を回っています。

一般家庭から出るゴミの量は一日一三四十九トン、一人当り六百四十一グラム、事業所から出るゴミおよび耐久消費財の収集（全市換算一回）のゴミも含めると、一日五百九十五トンです。

この処理は、東清掃工場で一日百八、西清掃工場で一日三百八、コンポスト・プラントで一日五十トンの能力をもつ処理施設で処理し、そのほかは長潟にあるゴミ埋め立て場で処理しています。

"処分手続き"

市へゴミの処分を引き受ける場合は、その分の処分料金をいただくことになっており、事業者が市に処分を依頼される場合、前もって廃棄物処分依頼書を提出してください。

また常時処分を依頼される事業所は、登録が必要です。用紙は各受付け場所に用意してあります。

"処分料金"表

標記最大積載量	処分費用の額
定めのないもの及び1トン未満の車両	1台につき 600円
1トン以上 1.5トン未満	〃 1,200円
1.5 〃 2 〃	〃 1,800円
2 〃 2.5 〃	〃 2,400円
2.5 〃 3 〃	〃 3,000円
3 〃 3.5 〃	〃 3,600円
3.5 〃 4 〃	〃 4,200円
4 〃 5 〃	〃 4,800円

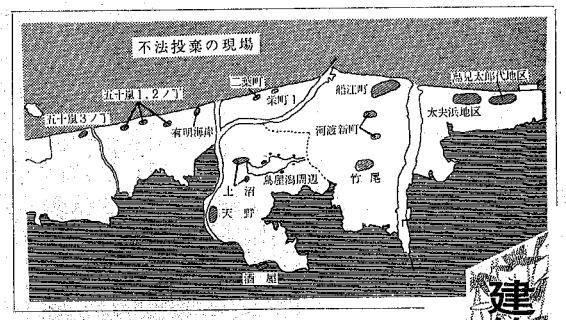

建築廃材・ビニールかワンサ あき地は即ごみ捨て場

ゴミの不法投棄が目立ちます。市内の業者が、有料になったゴミの処分をタダですませようと捨てたゴミや、隣接市町村の業者が捨てたものなど、その量は二千トンにものぼります。

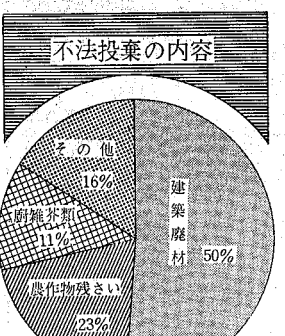

ことじになって、ゴミの不法投棄が急激に増えています。捨てられる場所は、上図のとおりですが海岸そいの松林、アカシヤ林あるいは、川や池・潟の周辺に目立ちます。例えば、南浜地区の砂防林では、車のはいれる道という道老いに二・三ヶおきにゴミの山。コンクリートのかたまりやら、ビニールハウスの残骸やら。ただやきえない新潟の緑は見るも無惨。「飛鳥山は砂防林へ投げ捨てろ」犯人は、市がその後仕末にどんな苦労しようと知らん顔。

こうした不心得者が市内に投げ捨てたゴミの量は、実に二千トンをこえます。これは、全市が五日間かかって、吐き出すゴミの量にあたります。

その内容を分析すると土の表のようになりますが、それによって、不法投棄の犯人の種類と数もおおよその見当がつきます。建築廃材は土建業者からが主ですし、農作物残さいは農家から。厨雑芥は、ダンボールや商店街などに使った木枠などが主で、非製造業の事業所から出たものとみられます。

こうした不法投棄は、事業所からのゴミ処分が有料になってから特に目立っています。営利活動の中から出てくるゴミまでは、市税を使って処理しのれないから、自分で責任をもつということですが、投棄場所の所有者に迷惑をかけ、投棄をそこねてまでの営利追求はエコノミックアニマルならではのことといえましょうか。

あき地には必ず囲いを

ポイッと捨てられた紙クズやコンクリートをきっかけに次々と捨てられ、果ては車でドカッと投げ込まれてしまう。気がついたときにはトラック何台分ものゴミの山ができてしまった―お宅のあき地はだいじょうぶでしょうか？

不法投棄を防ぐ第一条件、それはあき地に板ベイや有刺鉄線をめぐらし、ときどき見回れることです。

いったん不法投棄されたら、ただちに整理してください。そのままにしておくと、次々と被害を受け、それこそ個人の力ではどうしようもないほど手のつけられないことになりかねません。

不法投棄されないよう、日ごろから充分注意してください。

ドシドシ告発！

きれいなところには、雑れしもゴミは捨てにくく、逆に汚れているところは、いっそう汚しがちなものです。

不法投棄物をいちごくも早く整理し、もとのきれいな松林や広場にもどそうと、いま市では土地の所有者である国や県、市民の皆さんに整理するよう協力を求めています。

私有地のなかでも道路そいや海岸に近いなど、人目につきやすいところは、直接市が整理のお手伝いをしています。

また、整理や処理方法などの相談も行なっていますので、不法投棄で困っている方は、お気軽に市清掃業務課までご連絡ください。

せっかく整理してもそのあとから不法投棄されてはうしようもありません。こういったことのないよう、清掃パトロール車で常時巡回する一方、市民の皆さんからも監視してもらうため町内会に"不法投棄監視員"を委嘱します。

また国、県、亀田郷土地改良区、鵜川、各町内会、自治会、住み良い郷土建設協会など関係機関と密接な連絡を取りながら、監視体制をいっそう強化していきます。

強化された監視体制のもと、今後は絶対に不法投棄をさせないよう、断固たる措置をとっていきます。

事業所への指導を徹底

監視体制も一層強化

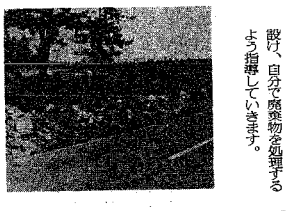

事業所の処理状況を調査

不法投棄物のほとんどが、事業活動にともなって出る産業廃棄物ということで、各事業所や商店などで正しく処理されているかどうかを調査します。

処理施設や埋め立て場などを個人個人で確えるには、費用がかかりすぎるし、という事業所や商店へは、協同で処理施設を設け、自分で廃棄物を処理するよう指導していきます。